

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後				改 正 前			
第二 引用通達（国税庁関係）一覧表				第二 引用通達（国税庁関係）一覧表			
日 付	記号番号	件 名	提要引用項目	日 付	記号番号	件 名	提要引用項目
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	平成16. 3.17	徴管3-22 外10課共同	管理事務提要(現金出納編)の制定について(事務運営指針)	53
平成15. 3.14	徴徴4-2	小型船舶に対する滞納処分手続等について(事務運営指針)	113	平成15. 3.14	徴徴4-2	小型船舶に対する滞納処分手続等について(事務運営指針)	113
平成21. 6. 3	徴管2-20 外14課共同	「管理運営事務提要」の制定について(事務運営指針)	53	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
第三 省略用語一覧表				第三 省略用語一覧表			
索引	省略用語	提要引用項目	省略された用語	索引	省略用語	提要引用項目	省略された用語
	(省略)	(省略)	(省略)		(同左)	(同左)	(同左)
	管理運営事務提要	132	平成21.6.3付徴管2-20外14課共同「『管理運営事務提要』の制定について」(事務運営指針)		管理事務提要(現金出納編)	132	平成16.3.17付徴管3-22外10課共同「管理事務提要(現金出納編)の制定について」(事務運営指針)
	(省略)	(省略)	(省略)		(同左)	(同左)	(同左)
換価事務提要主要項目別 目次				換価事務提要主要項目別 目次			
第9章 売却決定の取消し				第9章 売却決定の取消し			
155 (省略)				155 (同左)			
156 売却決定の取消しに伴う処理				156 売却決定の取消しに伴う処理			
(1) (省略)				(1) (同左)			
(2) 管理運営担当部門への回付				(2) 管理担当部門への回付			

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第3章 公売実施の一般的手続</p> <p style="text-align: center;">第1節 公売実施内容の決定</p> <p>(公売保証金の領収等に関する処理)</p> <p>53 公売保証金の領収等に関する処理は、<u>管理運営事務提要</u>の定めるところにより処理する。この場合においては、特に次の事項に留意する。</p> <p>(1) 納付</p> <p>公売保証金に相当する現金を納付させるとき（期間入札又は期間競り売りの方法により公売を行う場合には、公売保証金を銀行振込みの方法により納付させる場合を含む。以下同じ。）は、「保管金提出書兼受入書」を作成すること（<u>管理運営事務提要（様式編）様式 115-851</u>の調理要領参照）。</p> <p>なお、「保管金提出書兼受入書」の調理については、次に留意する。</p> <p>イ （省略）</p> <p>ロ 公売保証金の内訳は、「保管金提出書兼受入書」の「売却代金等の明細」欄に記載すること。この場合において、売却区分等が多いため「売却代金等の明細」欄に記載しきれないときは、「明細は別紙のとおり」と記載して「保管金提出書兼受入書」の規格により「明細書」を作成すること（<u>管理運営事務提要（事務手続編）第4編第5章第5節第2款第3の1の(2)</u>）。</p> <p>(注) （省略）</p> <p>(2) 領収</p> <p>公売保証金を受け入れる場合には、歳入歳出外現金出納官吏は、次の事項を確認してこれを領収し、「歳入歳出外現金領収証書」をその公売保証金を納付した者に交付すること（<u>管理運営事務提要（事務手続編）第4編第5章第5節第2款第3の1の(1)から(3)まで</u>）。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 公売実施の一般的手続</p> <p style="text-align: center;">第1節 公売実施内容の決定</p> <p>(公売保証金の領収等に関する処理)</p> <p>53 公売保証金の領収等に関する処理は、<u>平成 16. 3. 17 付徴管 3-22 外 10 課 共同「管理事務提要（現金出納編）の制定について」（事務運営指針）（以下「管理事務提要（現金出納編）」という。）</u>の定めるところにより処理する。この場合においては、特に次の事項に留意する。</p> <p>(1) 納付</p> <p>公売保証金に相当する現金を納付させるとき（期間入札又は期間競り売りの方法により公売を行う場合には、公売保証金を銀行振込みの方法により納付させる場合を含む。以下同じ。）は、「保管金提出書兼受入書」を作成すること（<u>管理事務提要（現金出納編）第 670 号様式</u>の調理要領参照）。</p> <p>なお、「保管金提出書兼受入書」の調理については、次に留意する。</p> <p>イ （同左）</p> <p>ロ 公売保証金の内訳は、「保管金提出書兼受入書」の「売却代金等の明細」欄に記載すること。この場合において、売却区分等が多いため「売却代金等の明細」欄に記載しきれないときは、「明細は別紙のとおり」と記載して「保管金提出書兼受入書」の規格により「明細書」を作成すること（<u>管理事務提要（現金出納編）第 214</u>）。</p> <p>(注) （同左）</p> <p>(2) 領収</p> <p>公売保証金を受け入れる場合には、歳入歳出外現金出納官吏は、次の事項を確認してこれを領収し、「歳入歳出外現金領収証書」をその公売保証金を納付した者に交付すること（<u>管理事務提要（現金出納編）第 213 から第 215</u>）。</p>

改正後	改正前
<p>なお、期間入札又は期間競り売りの方法により公売を行う場合において、公売保証金を銀行振込みの方法により納付させたときは、「歳入歳出外現金領収証書」をその公売保証金を納付した者に郵送する。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 公売保証金として小切手による納付があった場合には、その小切手が領収できるものであるか(49の(2)のイの(注)、<u>管理運営事務提要(事務手続編)第4編第5章第5節第2款第2の1の(2)のロ</u>)。</p> <p>(3) 払込み</p> <p>公売保証金として受け入れた現金は、主任歳入歳出外現金出納官吏に払い込まなければならない。ただし、その公売保証金を受入れの当日においてその公売保証金を納付した者に払い渡すときは、上記の払込みを要しないこと(<u>管理運営事務提要(事務手続編)第4編第5章第5節第2款第3の1の(8)のロ</u>)。</p> <p>(4) 保管</p> <p>(省略)</p> <p>イ 主任歳入歳出外現金出納官吏が領収した現金又は分任歳入歳出外現金出納官吏から払込みを受けた現金は、出納官吏事務規程、保管金取扱規程及び保管金払込事務等取扱規程により、保管金取扱店又は預金取扱店に払込みをすること(出納官吏事務規程第3条ただし書、第61条、保管金払込事務等取扱規程第3条、<u>管理運営事務提要(事務手続編)第4編第5章第5節第2款第2の2の(1)、(2)のイ</u>)。</p> <p>なお、期間入札又は期間競り売りの方法により公売を行う場合には、主任歳入歳出外現金出納官吏の普通預金口座に振り込まれた現金又は分任歳入歳出外現金出納官吏から払込みを受けた現金を、保管金取扱規程及び保管金払込事務等取扱規程に従い保管金取扱店に払込みすること(<u>管理運営事務提要(事務手続編)第4編第5章第5節第2款第2の2の(1)</u>)。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>ロ 領収の日の翌日若しくは払込みを受けた日の翌日から6日以内に国税</p>	<p>なお、期間入札又は期間競り売りの方法により公売を行う場合において、公売保証金を銀行振込みの方法により納付させたときは、「歳入歳出外現金領収証書」をその公売保証金を納付した者に郵送する。</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 公売保証金として小切手による納付があった場合には、その小切手が領収できるものであるか(49の(2)のイの(注)、<u>管理事務提要(現金出納編)第210の2</u>)。</p> <p>(3) 払込み</p> <p>公売保証金として受け入れた現金は、主任歳入歳出外現金出納官吏に払い込まなければならない。ただし、その公売保証金を受入れの当日においてその公売保証金を納付した者に払い渡すときは、上記の払込みを要しないこと(<u>管理事務提要(現金出納編)第220の2</u>)。</p> <p>(4) 保管</p> <p>(同左)</p> <p>イ 主任歳入歳出外現金出納官吏が領収した現金又は分任歳入歳出外現金出納官吏から払込みを受けた現金は、出納官吏事務規程、保管金取扱規程及び保管金払込事務等取扱規程により、保管金取扱店又は預金取扱店に払込みをすること(出納官吏事務規程第3条ただし書、第61条、保管金払込事務等取扱規程第3条、<u>管理事務提要(現金出納編)第211、第212の1</u>)。</p> <p>なお、期間入札又は期間競り売りの方法により公売を行う場合には、主任歳入歳出外現金出納官吏の普通預金口座に振り込まれた現金又は分任歳入歳出外現金出納官吏から払込みを受けた現金を、保管金取扱規程及び保管金払込事務等取扱規程に従い保管金取扱店に払込みすること(<u>管理事務提要(現金出納編)第211</u>)。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>ロ 領収の日の翌日若しくは払込みを受けた日の翌日から6日以内に国税</p>

改正後	改正前
<p>若しくは歳入に充て又は債権者に払渡しをすることができるもので特に必要があると認められるものあるいはその保管してある現金が20万円を超えない範囲のものについては、主任歳入歳出外現金出納官吏は、これを金庫に保管することができること（<u>予算決算及び会計令第103条ただし書、出納官吏事務規程第3条、管理運営事務提要（事務手続編）第4編第5章第5節第2款第2の2(1)のただし書、(2)のロ</u>）。</p> <p>ハ（省略）</p> <p>(5)・(6)（省略）</p> <p>(7) 公売保証金の国庫帰属 （省略）</p> <p>イ 公売保証金は、その都度保管金国庫帰属の決議をし、<u>管理運営事務提要（事務手続編）第4編第5章第5節第2款第7の2《保管金政府所得の報告》</u>の定めるところにより、「保管金政府所得調書」を国税局長に送付すること。</p> <p>なお、公売保証金の国庫帰属の決議をしたときは、その旨を公売保証金を提供した者に対して、「入札等をなかつたものとした旨の通知書」（様式460170）又は「売却決定取消通知書」（様式460280）に付記して通知すること。</p> <p>ロ 国庫に帰属された公売保証金について「納入告知書」の送付を受けたときは、<u>管理運営事務提要（事務手続編）第4編第5章第5節第2款第7の3《歳入納付の処理》</u>の定めるところにより歳入に納付する処理をすること。</p> <p>(8) その他</p> <p>(1)から(7)までによるほか、公売保証金の受入れ、保管及び払渡しに伴う処理手続については、<u>管理運営事務提要（事務手続編）第4編第5章第5節第2款</u>の定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">第6節 買受代金の領収</p>	<p>若しくは歳入に充て又は債権者に払渡しをすることができるもので特に必要があると認められるものあるいはその保管してある現金が20万円を超えない範囲のものについては、主任歳入歳出外現金出納官吏は、これを金庫に保管することができること（<u>予算決算及び会計令第103条ただし書、出納官吏事務規程第3条、管理事務提要（現金出納編）第211の1ただし書、第212の2</u>）。</p> <p>ハ（同左）</p> <p>(5)・(6)（同左）</p> <p>(7) 公売保証金の国庫帰属 （同左）</p> <p>イ 公売保証金は、その都度保管金国庫帰属の決議をし、<u>管理事務提要（現金出納編）第261《保管金政府所得の報告》</u>の定めるところにより、「保管金政府所得調書」を国税局長に送付すること。</p> <p>なお、公売保証金の国庫帰属の決議をしたときは、その旨を公売保証金を提供した者に対して、「入札等をなかつたものとした旨の通知書」（様式460170）又は「売却決定取消通知書」（様式460280）に付記して通知すること。</p> <p>ロ 国庫に帰属された公売保証金について「納入告知書」の送付を受けたときは、<u>管理事務提要（現金出納編）第262《歳入納付の処理》</u>の定めるところにより歳入に納付する処理をすること。</p> <p>(8) その他</p> <p>(1)から(7)までによるほか、公売保証金の受入れ、保管及び払渡しに伴う処理手続については、<u>管理事務提要（現金出納編）</u>の定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">第6節 買受代金の領収</p>

改正後	改正前
<p>(買受代金の納付)</p> <p>56 (省略)</p> <p>(1) 買受人に買受代金の納付をさせるときは、「歳入歳出外現金領収証書」と複写により「保管金提出書兼受入書」を作成すること。この場合において買受代金に充てる旨の申出がされている公売保証金があるときは、その金額を「摘要」欄(「充当申出」欄)に記載すること(管理運営事務提要(事務手続編)第4編第5章第5節第2款第3の1の(3)のハのなお書)。</p> <p>なお、期間入札又は期間競り売りの方法により公売を行う場合には、「公売保証金の充当申出書」の提出により、充当申出があったものとする。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>イ・ロ (省略)</p> <p>ハ 買受代金の領収 (省略)</p> <p>(注) 上記の場合において、領収手続を行う前に月末が到来し、「預金現在高証明書」と「現金出納簿」及び「保管金一人別内訳カード」とが相違することになった場合には、「売却代金が売却決定前に振り込まれたため、領収できない。」旨及び金額を「現金現在高証明書」の余白及び「預金出納簿」の「備考」欄に記載する(管理運営事務提要(事務手続編)第4編第5章第5節第2款第3の3の(5)参照)。</p> <p>ニ (省略)</p> <p style="text-align: center;">第7節 期日入札の方法による公売手続</p> <p>(最高価申込者等の決定の取消し)</p> <p>68 不動産等の最高価申込者等の決定後、売却決定前に公売の基因となった国税の完納等による消滅の事実を確認したときは、徴収法第117条《国税の完納による売却決定の取消し》の規定に準じ、最高価申込者等の決定の取消し</p>	<p>(買受代金の納付)</p> <p>56 (同左)</p> <p>(1) 買受人に買受代金の納付をさせるときは、「歳入歳出外現金領収証書」と複写により「保管金提出書兼受入書」を作成すること。この場合において買受代金に充てる旨の申出がされている公売保証金があるときは、その金額を「摘要」欄(「充当申出」欄)に記載すること(管理事務提要(現金出納編)第215の3のなお書)。</p> <p>なお、期間入札又は期間競り売りの方法により公売を行う場合には、「公売保証金の充当申出書」の提出により、充当申出があったものとする。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) (同左)</p> <p>イ・ロ (同左)</p> <p>ハ 買受代金の領収 (同左)</p> <p>(注) 上記の場合において、領収手続を行う前に月末が到来し、「預金現在高証明書」と「現金出納簿」及び「保管金一人別内訳カード」とが相違することになった場合には、「売却代金が売却決定前に振り込まれたため、領収できない。」旨及び金額を「現金現在高証明書」の余白及び「預金出納簿」の「備考」欄に記載する(管理事務提要(現金出納編)第240参照)。</p> <p>ニ (同左)</p> <p style="text-align: center;">第7節 期日入札の方法による公売手続</p> <p>(最高価申込者等の決定の取消し)</p> <p>68 不動産等の最高価申込者等の決定後、売却決定前に公売の基因となった国税の完納等による消滅の事実を確認したときは、徴収法第117条《国税の完納による売却決定の取消し》の規定に準じ、最高価申込者等の決定の取消し</p>

改正後	改正前
<p>を行うこと（徴基通第 104 条関係 6、第 117 条関係 3 参照）。この場合においては、最高価申込者、滞納者及び利害関係人に対し、その最高価申込者の決定を取り消した旨を「最高価申込者決定取消通知書」（様式460220）により通知し、また、併せて次順位買受申込者の決定を取り消したときは、これに準じて通知することに留意する。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 換価代金等の処理</p> <p style="text-align: center;">第 3 節 配当及び充当の手續</p> <p>（換価代金等の交付）</p> <p>132 換価代金等は、その交付期日において、「配当計算書」に従って交付する（徴収法第 133 条第 1 項）。この場合においては、配当を受けるべき者から「配当計算書」の謄本を提出させてその交付を請求させること。</p> <p>なお、その他の交付手續については、<u>管理運営事務提要（事務手續編）第 4 編第 5 章第 5 節第 2 款第 3 の 2 の(2)《払渡手續》</u>の定めるところによる。</p> <p>（注）（省略）</p> <p>（充当の手續）</p> <p>135 換価代金等（差し押さえた金銭及び交付要求を受けた金銭を含む。以下この章において同じ。）を滞納処分費及び滞納国税に充てる場合には、<u>管理運営事務提要（事務手續編）第 4 編第 5 章第 5 節第 2 款第 3 の 2 の(1)《充当手續》</u>に定めるところにより、充当の決議及び処理をする。</p> <p>なお、滞納処分費（徴収法第 10 条により他の国税、地方税その他の債権に優先する直接の滞納処分費を除く。）については、その徴収の基因となった国税に先立って配当し、又は充当することに留意する（徴収法第 137 条、徴基通第 137 条関係 1）。</p> <p>また、差し押さえた金銭及び交付要求により交付を受けた金銭を充当した場合には、「充当通知書」（様式 480040）により滞納者に通知する（徴基通第</p>	<p>を行うこと（徴基通第 104 条関係 6、第 117 条関係 3 参照）。この場合においては、最高価申込者、滞納者及び利害関係人に対し、その最高価申込者の決定を取り消した旨を「最高価申込者決定取消通知書」（様式460280）により通知し、また、併せて次順位買受申込者の決定を取り消したときは、これに準じて通知することに留意する。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 換価代金等の処理</p> <p style="text-align: center;">第 3 節 配当及び充当の手續</p> <p>（換価代金等の交付）</p> <p>132 換価代金等は、その交付期日において、「配当計算書」に従って交付する（徴収法第 133 条第 1 項）。この場合においては、配当を受けるべき者から「配当計算書」の謄本を提出させてその交付を請求させること。</p> <p>なお、その他の交付手續については、<u>管理事務提要（現金出納編）第 226《払渡手續》</u>の定めるところによる。</p> <p>（注）（同左）</p> <p>（充当の手續）</p> <p>135 換価代金等（差し押さえた金銭及び交付要求を受けた金銭を含む。以下この章において同じ。）を滞納処分費及び滞納国税に充てる場合には、<u>管理事務提要（現金出納編）第 225《充当手續》</u>に定めるところにより、充当の決議及び処理をする。</p> <p>なお、滞納処分費（徴収法第 10 条により他の国税、地方税その他の債権に優先する直接の滞納処分費を除く。）については、その徴収の基因となった国税に先立って配当し、又は充当することに留意する（徴収法第 137 条、徴基通第 137 条関係 1）。</p> <p>また、差し押さえた金銭及び交付要求により交付を受けた金銭を充当した場合には、「充当通知書」（様式 480040）により滞納者に通知する（徴基通第</p>

改正後	改正前
<p>129 条関係 4)。</p> <p>(滞納税目間の充当の順序等)</p> <p>136 (省略)</p> <p>(1) 原則的な充当順序</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 各種加算税と延滞税及び利子税との間の充当順序は、まず延滞税に充てた後に利子税、各種加算税の順に充てるものとする事(管理運営事務提要(事務手続編)第4編第5章第5節第2款第3の2の(1)のイの(ハ))。</p> <p>ハ (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p style="text-align: center;">第4節 供託の手続</p> <p>(供託)</p> <p>138 換価代金等の供託については、次による(供託通達1、2、<u>管理運営事務提要(事務手続編)第4編第5章第5節第2款第6の1、2</u>参照)。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(供託金の取戻し)</p> <p>140 供託金の取戻しについては、次による(供託通達4、<u>管理運営事務提要(事務手続編)第4編第5章第5節第2款第6の4</u>参照)。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 供託金の取戻しの手続</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 徴収職員は、供託官が払渡しの請求を認可する旨の記載をした「供託金払渡請求書」の受領欄に記名押印をした上、これを供託官に提出し、引換えに日本銀行あての記名式持参人払いの線引小切手を受領すること</p>	<p>129 条関係 4)。</p> <p>(滞納税目間の充当の順序等)</p> <p>136 (同左)</p> <p>(1) 原則的な充当順序</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 各種加算税と延滞税及び利子税との間の充当順序は、まず延滞税に充てた後に利子税、各種加算税の順に充てるものとする事(管理事務提要(現金出納編)第225の1の(3))。</p> <p>ハ (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p style="text-align: center;">第4節 供託の手続</p> <p>(供託)</p> <p>138 換価代金等の供託については、次による(供託通達1、2、<u>管理事務提要(現金出納編)第255、第256</u>参照)。</p> <p>(1)～(4) (同左)</p> <p>(供託金の取戻し)</p> <p>140 供託金の取戻しについては、次による(供託通達4、<u>管理事務提要(現金出納編)第258</u>参照)。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 供託金の取戻しの手続</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 徴収職員は、供託官が払渡しの請求を認可する旨の記載をした「供託金払渡請求書」の受領欄に記名押印をした上、これを供託官に提出し、引換えに日本銀行あての記名式持参人払いの線引小切手を受領すること</p>

改正後	改正前
<p>(供託規則第 28 条第 1 項、保管金払込事務等取扱規程第 8 条第 1 項、第 3 項)。</p> <p>なお、この小切手を日本銀行に提出し、現金を受領した場合には、「保管金提出書兼受入書」を作成し、<u>管理運営事務提要（事務手続編）第 4 編第 5 章第 5 節第 2 款第 3 の 1</u>《領収に伴う取扱い》により処理すること。</p> <p>(注) (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 9 章 売却決定の取消し</p> <p>(売却決定の取消しに伴う処理)</p> <p>156 売却決定の取消しに伴う処理については、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) <u>管理運営担当部門</u>への回付</p> <p>売却決定を取り消した場合において、換価代金を国税に充てているときは、その「売却決定取消通知書」の写し及び「充当取消決議書」(<u>管理運営事務提要（事務手続編）第 4 編第 5 章第 5 節第 2 款第 3 の 4 の (4) の (注) 1</u>) を<u>管理運営担当部門</u>に回付すること。</p> <p>(3) 換価代金等の買受人への返還</p> <p>イ 売却決定を取り消した場合において、換価代金を歳入歳出外現金として保管しているときは、売却決定取消の決議に基づき、売却決定取消金額に相当する現金を<u>管理運営事務提要（事務手続編）第 4 編第 5 章第 5 節第 2 款第 3 の 2 の (2)</u>《払渡手続》の定めるところにより、買受人に返還すること。この場合において、換価財産が動産又は有価証券であるときは、徴収法第 112 条第 1 項《動産等の売却決定の取消》の規定により、その取消しをもって善意の買受人に対抗することができないから、その換価代金は、買受人に返還せず換価財産の所有者に交付することに留意する (<u>管理運営事務提要（事務手続編）第 4 編第 5 章第 5 節第 2 款第 4 の 1、2</u>)。</p>	<p>(供託規則第 28 条第 1 項、保管金払込事務等取扱規程第 8 条第 1 項、第 3 項)。</p> <p>なお、この小切手を日本銀行に提出し、現金を受領した場合には、「保管金提出書兼受入書」を作成し、<u>管理事務提要（現金出納編）第 5 章第 3 節第 1 款</u>《領収に伴う取扱い》により処理すること。</p> <p>(注) (同左)</p> <p style="text-align: center;">第 9 章 売却決定の取消し</p> <p>(売却決定の取消しに伴う処理)</p> <p>156 売却決定の取消しに伴う処理については、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) <u>管理担当部門</u>への回付</p> <p>売却決定を取り消した場合において、換価代金を国税に充てているときは、その「売却決定取消通知書」の写し及び「充当取消決議書」(<u>管理事務提要（現金出納編）第 245 の (注) 1</u>) を<u>管理担当部門</u>に回付すること。</p> <p>(3) 換価代金等の買受人への返還</p> <p>イ 売却決定を取り消した場合において、換価代金を歳入歳出外現金として保管しているときは、売却決定取消の決議に基づき、売却決定取消金額に相当する現金を<u>管理事務提要（現金出納編）第 226</u>《払渡手続》の定めるところにより、買受人に返還すること。この場合において、換価財産が動産又は有価証券であるときは、徴収法第 112 条第 1 項《動産等の売却決定の取消》の規定により、その取消しをもって善意の買受人に対抗することができないから、その換価代金は、買受人に返還せず換価財産の所有者に交付することに留意する (<u>管理事務提要（現金出納編）第 247、248</u>)。</p>

改正後	改正前
<p>ロ 売却決定を取り消した場合において、換価代金を国税に充てているが、その充てた現金を国税収納官吏が日本銀行に払込みをしていないときは、歳入歳出外現金出納官吏にその現金が返還されるから、歳入歳出外現金出納官吏は<u>管理運営事務提要（事務手続編）第4編第5章第5節第2款第3の2の(2)《払渡手続》</u>の定めるところにより、これを買受人等に返還すること（<u>管理運営事務提要（事務手続編）第4編第5章第5節第2款第4の3の(1)</u>）。</p> <p>ハ 売却決定を取り消した場合において、換価代金を徴収法第133条第3項《換価代金等の交付》又は第134条《換価代金等の供託》の規定により供託しているときは、供託所から売却決定取消金額に相当する現金の引渡しを受けた上、<u>管理運営事務提要（事務手続編）第4編第5章第5節第2款第3の2の(2)《払渡手続》</u>の定めるところにより、これを買受人等に返還すること（<u>管理運営事務提要（事務手続編）第4編第5章第5節第2款第4の3の(2)</u>）。</p> <p>ニ 売却決定を取り消した場合において、換価代金を国税に充て、その充てた現金を、国税収納官吏が日本銀行に払込みをしているときは、歳入歳出外現金出納官吏による処理は要しないこと（<u>管理運営事務提要（事務手続編）第4編第5章第5節第2款第4の3の(3)</u>）。</p> <p>（注）上記の場合には、「充当取消決議書」により「科目等更正決議書」を作成し、これに基づき「一件別徴収カード」等に登記した充当済額を減額するとともに、買受人等を便宜債権者として、買受人等に国税資金又は歳出金から還付されることに留意する。</p> <p>なお、国税収納金整理資金から還付する場合であっても、還付加算金が加算されないので、遅延利息等の損害賠償金の支払を要する場合における当該損害賠償金については、別途、歳出金から支払われることに留意する（<u>管理運営事務提要（事務手続編）第4編第5章第5節第2款第4の3の(3)の(注)</u>）。</p> <p>(4) 配当した換価代金等の回収等 換価代金を換価財産上の質権者、抵当権者等に配当しているとき及び換</p>	<p>ロ 売却決定を取り消した場合において、換価代金を国税に充てているが、その充てた現金を国税収納官吏が日本銀行に払込みをしていないときは、歳入歳出外現金出納官吏にその現金が返還されるから、歳入歳出外現金出納官吏は<u>管理事務提要（現金出納編）第226《払渡手続》</u>の定めるところにより、これを買受人等に返還すること（<u>管理事務提要（現金出納編）第249の1</u>）。</p> <p>ハ 売却決定を取り消した場合において、換価代金を徴収法第133条第3項《換価代金等の交付》又は第134条《換価代金等の供託》の規定により供託しているときは、供託所から売却決定取消金額に相当する現金の引渡しを受けた上、<u>管理事務提要（現金出納編）第226《払渡手続》</u>の定めるところにより、これを買受人等に返還すること（<u>管理事務提要（現金出納編）第249の2</u>）。</p> <p>ニ 売却決定を取り消した場合において、換価代金を国税に充て、その充てた現金を、国税収納官吏が日本銀行に払込みをしているときは、歳入歳出外現金出納官吏による処理は要しないこと（<u>管理事務提要（現金出納編）第249の3</u>）。</p> <p>（注）上記の場合には、「充当取消決議書」により「科目等更正決議書」を作成し、これに基づき一件別徴収カード等に登記した充当済額を減額するとともに、買受人等を便宜債権者として、買受人等に国税資金又は歳出金から還付されることに留意する。</p> <p>なお、国税収納金整理資金から還付する場合であっても、還付加算金が加算されないので、遅延利息等の損害賠償金の支払を要する場合における当該損害賠償金については、別途、歳出金から支払われることに留意する（<u>管理事務提要（現金出納編）第249の3の(注)</u>）。</p> <p>(4) 配当した換価代金等の回収等 換価代金を換価財産上の質権者、抵当権者等に配当しているとき及び換</p>

改正後	改正前
<p>価代金の残余金を滞納者に交付しているときは、「売却決定取消通知書」により売却決定を取り消す旨を通知する際に併せてその返納を求めること。この場合において、その返納を受けたときは、歳入歳出外現金出納官吏は、<u>管理運営事務提要（事務手続編）第4編第5章第5節第2款第3の4の(2)《返納に伴う処理》</u>に準じ歳入歳出外現金として受け入れるとともに、<u>管理運営事務提要（事務手続編）第4編第5章第5節第2款第3の2の(2)《払渡手続》</u>の定めるところにより買受人等に返還すること。</p> <p>なお、上記の換価代金を返納すべき者がその金額を返納しない場合には、歳出金からその金額相当額を買受人等に返還すること。この場合においては、支出官からその旨を歳入歳出外現金出納官吏に通知されるから、通知を受けた歳入歳出外現金出納官吏は、国の債権の管理等に関する法律第12条《発生等に関する通知》の規定により、上記の歳出金相当金額についての「売却決定取消決議書」及び「配当取消決議書」を「債権発生通知書」（財務省所管債権管理事務取扱細則別紙第4号書式）とみなして、歳入徴収官等に送付すること（<u>管理運営事務提要（事務手続編）第4編第5章第5節第2款第4の3の(4)</u>）。</p> <p>（注）（省略）</p> <p>(5)（省略）</p> <p>(6) 配当した換価代金等の回収に伴う代位 イ～ホ（省略） へ 代位実行による受入金の処理 代位実行による受入金は歳入歳出外現金出納官吏が領収し、<u>管理運営事務提要（事務手続編）第4編第5章第5節第2款第4の3の(4)の(注)の2</u>の定めるところにより歳入に充てること。</p> <p>（以下省略）</p>	<p>価代金の残余金を滞納者に交付しているときは、「売却決定取消通知書」により売却決定を取り消す旨を通知する際に併せてその返納を求めること。この場合において、その返納を受けたときは、歳入歳出外現金出納官吏は、<u>管理事務提要（現金出納編）第243《返納に伴う処理》</u>に準じ歳入歳出外現金として受け入れるとともに、<u>管理事務提要（現金出納編）第226《払渡手続》</u>の定めるところにより買受人等に返還すること。</p> <p>なお、上記の換価代金を返納すべき者がその金額を返納しない場合には、歳出金からその金額相当額を買受人等に返還すること。この場合においては、支出官からその旨を歳入歳出外現金出納官吏に通知されるから、通知を受けた歳入歳出外現金出納官吏は、国の債権の管理等に関する法律第12条《発生等に関する通知》の規定により、上記の歳出金相当金額についての「売却決定取消決議書」及び「配当取消決議書」を「債権発生通知書」（財務省所管債権管理事務取扱細則別紙第4号書式）とみなして、歳入徴収官等に送付すること（<u>管理事務提要（現金出納編）第249の4</u>）。</p> <p>（注）（同左）</p> <p>(5)（同左）</p> <p>(6) 配当した換価代金等の回収に伴う代位 イ～ホ（同左） へ 代位実行による受入金の処理 代位実行による受入金は歳入歳出外現金出納官吏が領収し、<u>管理事務提要（現金出納編）第249の4の(注)の2</u>の定めるところにより歳入に充てること。</p> <p>（同左）</p>